



泉区制 40 周年記念ロゴマーク

使用ガイドライン

令和 7 年 11 月

泉区役所区政推進課

## はじめに

泉区は、令和8年に区制40周年を迎えます。節目の年を記念して、区内在住・在学の小中学生からロゴマークのデザインを募集しました。

区民投票等を経てデザインが決定し、イラストレーターによりイラスト化され、公式ロゴマークが完成しました。

このガイドラインは、泉区制40周年記念ロゴマークに込めた思いや、使用していただく際の使用方法等をまとめたものです。

このロゴマークは、泉区制40周年記念事業実行委員会の広報活動に限らず、区民や企業等の皆様も使用することができます。地域での泉区制40周年記念イベントやグッズなど、様々な場面で用途に合わせて御活用ください。

## 泉区制40周年記念ロゴマークとは

### ■ ロゴマークの持つ意味

「4」の文字は泉区の河川沿いでよく見られるカワセミを、「0」の文字は富士山を模しています。輪郭には区の花であるあやめを使い、さらに泉区マスコットキャラクター「いっずん」を用いることで、泉区らしさと温かみを感じられるデザインになっております。

## デザインについて

### ■ 基本デザイン



配色は変更しないものとし、泉区区政推進課の指定したファイルをダウンロードし使用してください。ただし、一色または二色刷りといった色数が限られる使用については、個別に相談に応じるものとします。

## ■ クリアスペース

単一色以外の背景を用いる場合は、使用するロゴマークの直径の 0.1 倍のスペース（クリアスペース）（単一色）を確保してください。

## ■ 最小使用サイズ

視認性を確保するため、最小使用サイズを設定しています。拡大・縮小する場合は縦横比の変更不可です。



## ■ 背景色

原則、背景色は無地としますが、無地以外の背景色とする場合には、個別に相談に応じるものとします。

## ■ 使用の際の禁止例

- ・色を変更しない
- ・回転しない
- ・グラフィックを追加しない
- ・文字を追加しない
- ・縦横比を変更しない

## 使用までの流れ

営利を目的とした使用ですか？

はい

手続きが**必要**です

### 事前相談

ロゴマークの利用を検討する段階で、作成物・期間・配布方法等をご相談ください。

電話：045-800-2331

メール：[iz-kichou@city.yokohama.lg.jp](mailto:iz-kichou@city.yokohama.lg.jp)

### 申請

「泉区制 40 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第 1 号様式）」を提出してください。

提出期限：使用開始の 10 開庁日前まで

### 承認

通知をお送りします。

### 不承認

通知をお送りします。

※使用内容を変更・取下げする場合には別途手続きが必要です。

ホームページからダウンロードしてご使用ください

### 使用報告

使用開始前に完成物をお送りください。

（完成物の送付が難しい場合は写真でも可）

いいえ

手続き**不要**です

### 使用報告

可能な範囲で完成物をお送りください。（完成物の送付が難しい場合は写真でも可）

## 使用条件

ロゴマークは、「泉区制 40 周年を祝い、盛り上げ、泉区全体の一体感を創出する」目的であれば自由に使用することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は使用できません。もし、該当することが判明した場合には、その使用停止を求める場合があります。

- 横浜市及び泉区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市及び泉区が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- そのほか使用目的に鑑みて不相当であると泉区長が認めるとき。

また、営利目的での使用の際には、上記以外にも事前承認を受けた申請内容以外での使用はできません。

## 営利目的での使用例

営利目的での使用の場合には、事前申請が必要です。以下の例を参考にご検討ください。営利目的に該当するか不明な場合には泉区区政推進課（電話：045-800-2331 Eメール：iz-kichou@city.yokohama.lg.jp）にご相談ください。

- 商品やパッケージに印字して販売
- デザインを使用した印刷物を販売
- 商品を宣伝するためのちらしに印刷して無料配布
- 商品を宣伝するための WEB ページに表示

## 使用状況・使用例の公表

ロゴマークの使用にあたり、お送りいただいた完成物（営利目的では必須）の様子は、ホームページ等の媒体で公表する場合があります。

## 使用する皆様へのお願い（SNSでの発信について）

可能な範囲で、皆様の各 SNS アカウントにおいて、完成物の写真等を活用して泉区制 40 周年記念事業の発信をしていただければ幸いです。